



青 発 第 3 0 3 号
平成13年1月12日

各保育所設置者 様

島根県健康福祉部長
(青少年家庭課)



保育所運営費の適正支出及び牽制機能の強化について（通知）

このたび、県内の保育所設置法人において、運営費の不適正な支出が行われていることが判明しました。

保育所運営費は、公費と保護者が負担する保育料を財源とするもので、厳正かつ効率的な執行が求められていますので、より一層適正に執行して下さい。

また、今回の事例は、理事会による統制や監事による牽制機能が働かなかったことが大きな原因となっていますので、下記に留意のうえ、健全な運営に努めて下さい。

なお、今回のような事態が発生した場合、民間施設給与等改善費の支給停止や、社会福祉法等に基づく厳正な対応を行うことを申し添えます。

記

1. 経理に関する決裁を徹底し、複数の職員による確認を行うこと。
2. 高額な契約に対して理事会での審議を行うこと。
3. 理事または経理担当者以外の職員、他施設職員（複数施設の場合）による内部経理監査を実施すること。
4. 監事監査の際にチェックリストを作成すること、監事監査を年度途中でも行うこと等、厳正な監査を行うこと。
5. 保育所の会計に精通した者による外部監査の導入を検討すること。